

## 第4回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

- 1 日 時 令和6年8月5日(月)10時00分～13時55分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

### 4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

### 5 議事概要

#### (1) 金額審議について

前回審議において議論を重ねた結果、労働者側は引上げ額52円、使用者側は引き上げ額50円を提示した。改めて、公労、公使の二者で協議を進めたが、これ以上の歩み寄りには困難であると判断し、公益委員見解を示すこととした。

#### (2) 公益委員見解について

公益委員から、次のとおり公益委員見解が示された。

山口県最低賃金は、時間額979円、引上げ額51円、引上げ率5.5%とする。

発効日は、令和6年10月1日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議にあたって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素(「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」)のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、上記3要素のほか、県内の労働力減少にも関係する最低賃金の地域間格差についても検討を行った。

### (3) 公益委員見解に対する使用者側の意見

公益委員見解では引上げ額51円、引上げ率5.5%という非常に高い額、率が示されたが、反対の意見を述べたい。

最低賃金法に定める3要素について十分な議論がなされておらず、賃金に関しては山口県の春闘妥結状況の企業全体の賃上げ率5.6%を見ており、中小企業の賃上げ率3.94%を考慮したものとなっていない。

労働者の生計費について、山口県の消費者物価指数を考慮したものになっておらず、昨年5月までの6か月間の物価上昇率は3.9%だったが、今年は2.9%であり、物価上昇率は昨年比べて下がっているというのが現状認識である。

賃金支払い能力について、データで示すことは難しい項目であるが、中小・小規模事業者には通常の事業の運営に必要な支払能力に一定の限界があるという表現で片付けられ、5.5%以上の支払能力があるのかないのかという判断には至っていない。

以上、公益委員見解に関する反対の意見である。

### (4) 公益委員見解に関する採決等

公益委員見解について採決した結果、賛成多数（使用者側委員全員反対）で結審した。また、本専門部会で取りまとめた専門部会報告書の内容を公労使で確認し、当該報告書に基づき山口地方最低賃金審議会へ報告することが了承された。